

2011/01/31 17:05 現在の情報です。

東京都中野区本町二丁目46番4号
 カーネル・キャピタル株式会社
 会社法人等番号 0112-01-014623

商号	カーネル・キャピタル株式会社	
本店	東京都中野区本町二丁目46番4号	
公告をする方法	官報にて掲載する。	
会社成立の年月日	平成17年5月9日	
目的	1・不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理 2・各種企業への資本投資、融資、投融資の仲介、斡旋 3・不動産信託受益権への投資 4・不動産賃貸契約、金銭債務の保証、債権買取 5・ゴルフ場、ホテル、旅館、レストラン、飲食店の経営 6・酒類、食料品、飲料水、乳製品及び清涼飲料水、健康食品の販売及び卸売並びに輸出入 7・投資、経営コンサルタント 8・金銭の貸付、金銭の貸借の媒介 9・金融商品取引法に規定する金融商品取引業及びそれに付随する業務 10・前号の業務のほか、金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができる業務 11・投資助言・代理業 12・前各号に付帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	5000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2200株	
資本金の額	金7500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 鶴 俊 之	平成20年 2月 5日重任
	取締役 長 野 一 郎	平成20年 2月 5日重任
	取締役 川 合 潤 治	平成21年 2月20日重任
	取締役 兩 宮 正 文	平成22年 9月24日就任
	神奈川県川崎市多摩区宿河原二丁目43番9号 代表取締役 鶴 俊 之	平成21年 8月17日就任
	監査役 中 道 謙	平成18年 7月25日就任
新株予約権	第3回新株予約権	

新株予約権の数
200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
当社普通株式200株
(新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数1株)
なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。
ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たり金5万円
ただし、新株予約権発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、新株予約権発行日以降、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$
また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は行使価額を調整する。

新株予約権を行使することができる期間
平成18年11月29日から平成23年11月28日まで(行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。)

新株予約権の行使の条件
なし

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成22年10月1日東京都港区南青山二丁目22番16号から本店移転 平成22年10月8日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。